



しあわせ信州

長野県(建設部)プレスリリース 令和5年(2023年)3月20日

長野県都市計画審議会を3月27日(月)に開催します

佐久圏域(小海・佐久穂・小諸・軽井沢・佐久都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等について、都市計画法に基づき調査審議するため、長野県都市計画審議会を開催します。

日時

3月27日(月) 午後1時から午後4時30分まで

場所

長野県庁議会増築棟 3階 第1特別会議室

議題

- 議案審議 9件(議案の概要は別紙1のとおりです)

その他

- 会議は、公開で行われます。
- 傍聴席に限りがあるため、傍聴できない場合がありますので、ご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、発熱等風邪症状がみられる場合は、傍聴をご遠慮いただくようお願いいたします。また、咳エチケット、手洗いの徹底などにご協力ください。
- 委員名簿は別紙2のとおりです。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



[長野県は「SDGs未来都市」です]



建設部 都市・まちづくり課 都市計画係
(課長) 高倉 明子 (企画幹) 高野 佳敏
(担当) 北澤 佑衣
電話 026-235-7297(直通)
026-232-0111(代表) 内線 3358
FAX 026-252-7315
E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です

第 215 回長野県都市計画審議会 議案概要

法定審議（議案番号・議案名）	説 明
<p>議第 1 号</p> <p>佐久圏域（小海・佐久穂・小諸・軽井沢・佐久都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>
<p>議第 2 号</p> <p>上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>
<p>議第 3 号</p> <p>諏訪圏域（岡谷・諏訪・茅野・下諏訪・富士見都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>
<p>議第 4 号</p> <p>上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>

<p>議第5号</p> <p>飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>
<p>議第6号</p> <p>木曾圏域（木曾福島・上松都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>
<p>議第7号</p> <p>大北圏域（大町・池田・白馬都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>
<p>議第8号</p> <p>北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について</p> <p>（長野県決定）</p>	<p>既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画マスタープランとする方針の上、圏域が抱える課題や今後のあるべき都市のすがたに対応するため、都市計画の目標や主な土地利用、都市施設、市街地整備等の配置、規模等を変更する。</p>
<p>議第9号</p> <p>長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について</p> <p>（長野市許可）</p>	<p>建築基準法第51条ただし書の規定により、建築物の位置について特定行政庁（長野市）が都市計画上支障がないとして許可するにあたり、長野県都市計画審議会の議を経るもの。</p>

(別紙2)

長野県都市計画審議会 委員名簿

(敬称略)

任期：令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

条例区分	氏名	所属等
学識経験者	いけもり こ ず え 池 森 梢	建築士（長野県建築士会）
	おおかみ とし ゆ き 大 上 俊 之	信州大学名誉教授
	さ か い み づ き 酒 井 美 月	長野工業高等専門学校環境都市工学科教授
	た か せ た つ お 高 瀬 達 夫	信州大学工学部准教授
	た な か さ わ こ 田 中 佐 和 子	UR 都市機構海外展開支援部事業支援課長
	は と り ひ で こ 羽 鳥 栄 子	アトリエハトリ代表
	ほりうち ゆ う か 堀 内 優 香	弁護士（長野県弁護士会）
	みやいり けんいちろう 宮 入 賢 一 郎	特定非営利活動法人 C02 バンク推進機構 理事長
	やなぎさわ あ つ し 柳 沢 厚	C-まち計画室代表
	やなぎまち は る み 柳 町 晴 美	放送大学長野学習センター客員教員
市町村の長を 代表する者	しろとり た か し 白 鳥 孝	長野県市長会危機管理建設部会長 （伊那市長）
県議会議員	ともだ た け ふ み 共 田 武 史	長野県議会議員
市町村議会の議長 を代表する者	わたなべ ひ か る 渡 邊 光	長野県町村議会議長会会長 （川上村議会議長）
関係行政機関の 職 員	ひろせ ま さ よ し 廣 瀬 昌 由	国土交通省関東地方整備局長
	しのぶ た か お 信 夫 隆 生	農林水産省関東農政局長